

# 熊本県公報

第 1 1 6 8 9 号  
平成 20 年 5 月 2 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………	(団体支援総室) 1
○指定居宅介護支援事業所の指定……………	(高齢者支援総室) 1
○指定障害福祉サービス事業者に係る変更……………	(障害者支援総室) 2
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)……………	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問介護)……………	( " ) 2
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 2
○道路の供用開始……………	( " ) 2
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………	(社会福祉課) 3
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 4
<b>公 告</b>	
○県営土地改良事業計画の決定……………	(農村計画・技術管理課) 4
○土地改良区役員の退任及び就任……………	( " ) 5
○開発行為工事完了公告……………	(建築課) 5
○団体営土地改良事業施行の適否決定……………	(農村計画・技術管理課) 5
○ "……………	( " ) 6
○ "……………	( " ) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工政策課) 6
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定……………	(税務課) 7

## 告 示

### 熊本県告示第 448 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 112 条第 1 項の同意を求めため、漁船損害等補償法施行令(昭和 27 年政令第 68 号)第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称  
沖新加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
熊本市沖新町 539 番地の 4 本田 幸徳  
熊本市沖新町 4725 番地 右田 幸一  
熊本市沖新町 4850 番地の 3 小山 久武
- 3 法第 113 条第 1 項の届出をする漁業協同組合  
沖新漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成 20 年 5 月 2 日から平成 20 年 5 月 16 日まで
- 5 縦覧場所  
沖新漁業協同組合

### 熊本県告示第 449 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
共生 下益城郡美里町中郡 983-1	有限会社弘潤社	平成 20 年 4 月 23 日

## 熊本県告示第 450 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社日本エルダリーケアサービス げんき介護神水 居宅介護及び重度訪問介護	主たる事務所の所在地	東京都中野区弥生町 5 丁目 20 番 7 号	東京都世田谷区太子堂 2 丁目 16 番 5 号 さいとうビル 6 階	平成 20 年 4 月 1 日

## 熊本県告示第 451 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションさくらの里 阿蘇郡高森町大字高森 2213 番地 8	合同会社あそ五岳	平成 20 年 5 月 1 日

## 熊本県告示第 452 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションさくらの里 阿蘇郡高森町大字高森 2213 番地 8	合同会社あそ五岳	平成 20 年 5 月 1 日

## 熊本県告示第 453 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 5 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線 (重用路線玉 名山鹿線)	玉名市両迫間 278 番 1 地先から 玉名市玉名 865 番 1 地先まで	前	17.0 ～ 23.2	540.0	緊道整
			後	17.0 ～ 32.0		

## 2 区域を変更する期日 平成 20 年 5 月 2 日

## 熊本県告示第 454 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 5 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線（重用路線玉名山鹿線）	玉名市両迫間字龍王田 271 番 1 地先から 同所 281 番 1 地先まで	257.0	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 20 年 5 月 2 日

熊本県告示第 455 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 801 番地 2	株式会社創建 八代市塩屋町 11 番 6 号	平成 20 年 3 月 18 日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 801 番地 2	株式会社創建 八代市塩屋町 11 番 6 号	平成 20 年 3 月 18 日

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 801 番地 2	株式会社創建 八代市塩屋町 11 番 6 号	平成 20 年 3 月 18 日
岱山苑ホームヘルプステーション 玉名市築地兎町 1596-1	社会福祉法人浩風会 玉名市築地兎町 1596-1	平成 18 年 4 月 1 日
生活支援センター ささえあい 玉名市中 1068-1	特定非営利活動法人地域たすけあいの会 玉名市中尾 454-2	平成 18 年 4 月 1 日
有明ホームヘルパーサービス 玉名市天水町部田見 440	社会福祉法人天恵会 玉名市天水町部田見 440	平成 18 年 4 月 1 日
ホームヘルパー派遣サービスたいめい苑 玉名市岱明町古閑 388 番地	社会福祉法人熊本東翔会 玉名市岱明町古閑 388 番地	平成 18 年 4 月 1 日
大矢野町ホームヘルパーステーション 上天草市大矢野町登立 8531 番地	社会福祉法人博友会 上天草市大矢野町登立 8531 番地	平成 18 年 4 月 1 日

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 801 番地 2	株式会社創建 八代市塩屋町 11 番 6 号	平成 20 年 3 月 18 日
岱山苑デイサービスセンター 玉名市築地兎町 1596-1	社会福祉法人浩風会 玉名市築地兎町 1596-1	平成 18 年 4 月 1 日
通所介護事業所 ささえあい 玉名市中尾 454-2	特定非営利活動法人地域たすけあいの会 玉名市中尾 454-2	平成 18 年 4 月 1 日

有明ホームデイサービスセンター 玉名市天水町部田見 440	社会福祉法人天恵会 玉名市天水町部田見 440	平成 18 年 4 月 1 日
肥後高瀬もやい処 玉名市高瀬 224 番地 2	社会福祉法人天恵会 玉名市天水町部田見 440	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービス たいめい苑 玉名市岱明町古閑 388 番地	社会福祉法人熊本東翔会 玉名市岱明町古閑 388 番地	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービス なめいし 玉名市滑石 943 番地	社会福祉法人熊本東翔会 玉名市岱明町古閑 388 番地	平成 18 年 4 月 1 日

## (介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
短期入所生活介護事業所 岱山苑ショートステイ 玉名市築地兎町 1596-1	社会福祉法人浩風会 玉名市築地兎町 1596-1	平成 18 年 4 月 1 日
ショートステイサービス たいめい苑 玉名市岱明町古閑 388 番地	社会福祉法人熊本東翔会 玉名市岱明町古閑 388 番地	平成 18 年 4 月 1 日

## (居宅介護支援)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 801 番地 2	株式会社創建 八代市塩屋町 11 番 6 号	平成 20 年 3 月 18 日
スマイル 人吉市鬼木町 829 番地 13	株式会社ケアマネジメント研究所 人吉市鬼木町 829 番地 13	平成 20 年 2 月 15 日

## 熊本県告示第 456 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙字丸尾 1718 の 1、1718 の 3、1718 の 8 から 1718 の 12 まで、1718 の 14、1718 の 15、1718 の 17 から 1718 の 26 まで、1718 の 28、1718 の 29
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

## 熊本県公告第 327 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営多良木第一地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗きょ排水）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称  
県営多良木第一地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗きょ排水）計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成 20 年 5 月 7 日から平成 20 年 6 月 3 日まで
- 3 縦覧場所  
多良木町役場

**熊本県公告第 328 号**

熊本市に事務所を置く池上土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田中 寿満	熊本市池上町 1313 番地
理事	谷崎 弘治	熊本市池上町 2029 番地
理事	西山 修	熊本市戸坂町 3 番地 28
理事	梅田 幸男	熊本市谷尾崎町 1380 番地
理事	米村 良一	熊本市池上町 2948 番地
理事	大嶋 豊明	熊本市上高橋 2 丁目 4 番 36 号
理事	牛嶋 俊秀	熊本市池上町 223 番地
理事	山本 弘規	熊本市池上町 648 番地
理事	福田 稔	熊本市池上町 202 番地
理事	竹崎富士雄	熊本市池上町 2099 番地 1
監事	松岡 勝	熊本市池上町 2120 番地
監事	松田 邦俊	熊本市戸坂町 19 番地 3
就任		
理事	植田 充	熊本市池上町 845 番地 2
理事	東 鉄男	熊本市谷尾崎町 895 番地
理事	森山 正俊	熊本市池上町 2057 番地
理事	西 清治	熊本市池上町 2009 番地
理事	松田 邦俊	熊本市戸坂町 19 番地 3
理事	横山 辰幸	熊本市池上町 3002 番地
理事	牛嶋 俊秀	熊本市池上町 223 番地
理事	福田 稔	熊本市池上町 202 番地
理事	大嶋 豊明	熊本市上高橋 2 丁目 4 番 36 号
理事	中村 良一	熊本市池上町 1310 番地 1
監事	谷口 賢司	熊本市池上町 1343 番地
監事	梅田 幸男	熊本市谷尾崎町 1380 番地

**熊本県公告第 329 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字平川字水迫 1260 番、同 1261 番 1、同 1261 番 2、同 1283 番、同 1284 番、同 1285 番及び同 1286 番  
21,312.53 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
名古屋市港区入船二丁目 4 番 6 号  
名港海運株式会社

**熊本県公告第 330 号**

八代市長 坂田孝志から協議のあった鼠蔵地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 20 年 4 月 24 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法

律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
鼠蔵地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年5月7日から平成20年6月3日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

#### 熊本県公告第331号

八代市長 坂田孝志から協議のあった日奈久新地地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成20年4月24日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
日奈久新地地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年5月7日から平成20年6月3日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

#### 熊本県公告第332号

八代市長 坂田孝志から協議のあった日奈久新地地区土地改良事業（農業用道路）の施行については、平成20年4月24日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
日奈久新地地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年5月7日から平成20年6月3日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

#### 熊本県公告第333号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成20年5月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 壽屋人吉店（人吉市中青井町萩原304-1）
  - (2) 壽屋菊池店（菊池市隈府字古町551-1ほか）
  - (3) 壽屋松橋店（宇城市松橋町松橋858-1）
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - (1) 廃止前 4,162平方メートル  
廃止後 0平方メートル
  - (2) 廃止前 5,216平方メートル  
廃止後 0平方メートル
  - (3) 廃止前 2,102平方メートル  
廃止後 0平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日
  - (1) 平成18年12月1日
  - (2) 平成18年12月28日
  - (3) 平成14年9月20日

- 4 廃止する理由  
店舗解体のため
- 5 届出年月日  
平成 20 年 4 月 15 日

**熊本県公告第 334 号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
名 称 熊本県総務部税務課  
所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 20 年 3 月 18 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
住 所 東京都江東区豊洲 3-3-3
- 5 随意契約に係る金額  
92,652,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。

